

2 不当労働行為事件の審査

(1) 不当労働行為事件の概要

ア 令和7年度に係属した事件は、前年度からの繰越1件(労組法第7条1・3号)であった。

イ 過去10年間の不当労働行為事件の状況をみると、

(ア) 終結状況については、終結件数7件すべてが、和解・取下げによるものであった。

終結区分では、関与和解が6件、取下が1件となっている。

(イ) 企業規模別申立件数については、「100人以上 499人以下」が3件、「99人以下」が2件、「500人以上」が1件となっている。

(ウ) 労組法第7条該当号別申立件数については、2号関係と3号関係が各4件と最も多く、次いで1号関係が3件であった。4号関係の事件はなかった。

これらの内訳を見ると、1・2号事件が2件、2・3号事件が2件、3号事件が1件、1・3号事件が1件となっており、各号併合申立てが5件で全体の83.3%を占めている。

第1表 不当労働行為事件の年度別取扱状況 (単位:件)

区分 年度	前年度からの繰越	新規申立	係属計	終 結 状 況										翌年度への繰越		
				命 令・決 定					和 解・取 下						終 結 計	終 結 率 (%)
				全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計	関 与 和 解	自 主 和 解	取 下	計				
平成28	1		1					0	1			1	1	100.0	0	
29			0					0				0	0	—	0	
30			0					0				0	0	—	0	
令和元		1	1					0				0	0	0.0	1	
2	1		1					0	1			1	1	100.0	0	
3		1	1					0				0	0	0.0	1	
4	1	1	2					0			1	1	1	50.0	1	
5	1	1	2					0	1			1	1	50.0	1	
6	1	2	3					0	2			2	2	66.6	1	
7	1	0	1					0	1			1	1	100.0	0	
計	6	6	12	0	0	0	0	0	6	0	1	7	7	58.3	0.5	

(注) 1 「関与和解」とは、関係委員又は事務局の関与による和解であり、あっせんによる和解を含む。

2 「取下」とは、申立人の事情等による和解以外の理由による取下げをいう。

3 終結率 = $\frac{\text{終結計}}{\text{係属計}} \times 100$

第2表 新規申立事件の企業規模別、労組法第7条該当号別状況

(単位:件)

区分 年度	新規申立	企業規模別			労組法第7条該当号別									
		99人以下	100人 5499人	500人以上	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	2・3・4号	
平成28	0													
29	0													
30	0													
令和元	1			1							1			
2	0													
3	1		1						1					
4	1		1								1			
5	1	1					1							
6	2	1	1						1	1				
7	0													
計	6	2	3	1	0	0	1	0	2	1	2	0	0	

(注)1 労組法7条 1号…不利益取扱い、黄犬契約

2号…団体交渉拒否

3号…支配介入、経費援助

4号…報復的不利益取扱い

2 企業規模別欄の数は、被申立人が複数の事件があるため、新規申立欄及び労組法第7条該当号別欄の数と一致しない場合がある。

(2) 審査の目標期間

当委員会では、救済申立てから事件の終結までの審査の目標期間を、「複雑な事件の場合を除いて、申立ての日から1年以内とする。ただし、単純な団交拒否事件については、更なる早期解決に努めるものとする。」と定めている。

(3) 不当労働行為事件一覧表

ア. 終結事件 1件

事件番号 事件名	申立 年月日	申立人	申立ての要旨
		被申立人	
令7(不)1 A事件	7.2.17	・ X労働組合	<p>(1) 組合員 a が長年に渡り専従組合員として活動しており、被申立人も組合員 a の活動を平成 17 年以降許容し続けていたのであって、定年後の継続雇用で突如として別の業務をさせることを示唆し、これに反対の意を示しただけで何らの話し合いもなく継続雇用を拒絶することは不当としか言いようがなく、専ら組合活動を妨害する意図の下、組合活動を理由とする不利益取扱い、ないし、組合に対する支配介入行為である。</p> <p style="text-align: center;">「不利益取扱い」「支配介入」</p> <p>(2) 組合員の資格・範囲は、労働組合自身が定めるべきであり、組合同規約においても、定年後継続雇用の従業員など本採用者以外の従業員について、組合員資格を否定する規定は存在せず、定年後継続雇用の従業員も組合員となれるのであるから、被申立人がそれを否定することは、従業員に対して組合に加入できないと思わせ、加入を妨害するもので、労働組合の運営に対する支配介入である。</p> <p style="text-align: right;">「支配介入」</p>
		・ A株式会社	

請求する救済内容 (労組法7条該当号)	担当委員	備考
<p>(1) 組合員 a を令和7年1月25日以降も継続雇用したのものと取り扱うこと</p> <p>(2) 満65歳以上の従業員(嘱託)の組合加入者を組合員として取り扱うこと</p> <p>(3) 謝罪文の掲示、社内報掲載及び交付 (1・3号)</p>	<p>審査委員 ◎橋爪 彼谷</p> <hr/> <p>参与委員 (労)宮崎 田中</p> <p>(使)矢坂 山本</p>	<p>令和7年12月25日、あっせん協議が整い、あっせん員立会いのもと、合意書が締結された。同日、申立人から不当労働行為救済申立取下書が提出され、本件は終結した。</p> <p>なお、合意書を取り交わすと同時に、並行して行われていた組合員 a と被申立人間の地位確認訴訟についても、取り下げる旨の覚書を締結した。</p>

(4) 不当労働行為事件の処理状況

ア. 終結事件

A事件（令和7年(不)第1号）労組法第7条1・3号

申立年月日	令和7年2月17日
終結年月日	令和7年12月25日
終結状況	関与和解
申立人	X労働組合執行委員長
被申立人	A株式会社代表取締役

請求する救済内容

- 1 組合員 a を令和7年1月25日以降も継続雇用したものと取り扱うこと。
- 2 満65歳以上の従業員(嘱託)の組合加入者を組合員として取り扱うこと。
- 3 謝罪文の掲示、社内報掲載及び交付。

申立人の主張の要旨

組合員 a が長年に渡り専従組合員として活動しており、被申立人も組合員 a の活動を平成17年以降許容し続けていたのであって、定年後の継続雇用で突如として別の業務をさせることを示唆し、これに反対の意を示しただけで何らの話し合いもなく継続雇用を拒絶することは不当としか言いようがなく、専ら組合活動を妨害する意図の下、組合活動を理由とする不利益取扱い、ないし、組合に対する支配介入行為である。

組合員の資格・範囲は、労働組合自身が定めるべきであり、組合規約においても、定年後継続雇用の従業員など本採用者以外の従業員について、組合員資格を否定する規定は存在せず、定年後継続雇用の従業員も組合員となれるのであるから、被申立人がそれを否定することは、従業員に対して組合に加入できないと思わせ、加入を妨害するもので、労働組合の運営に対する支配介入である。

被申立人の主張の要旨

被申立人は、a 組合員の再雇用を漫然と拒否したことはなく、一貫して、a 組合員が被申立人の指揮命令のもとで業務に従事することを約してもらえるのであれば、再雇用を検討するという姿勢を示していたことには争いが無い。

にもかかわらず、a 組合員は、被申立人の指揮命令下で業務に従事することを拒否したため、被申立人としてはやむを得ず再雇用を行わないとする結論に達したという経緯である。

審査経過

区分	回	年月日	証人等の申請者	人数	概要
調	1	7.6.3	—	—	双方に対して求釈明が行われた。 双方に対して和解等を含めた意向を確認したところ、双方から審査手続きを進めてほしい旨の回答があった。
	2	7.8.7	—	—	双方に対して求釈明が行われた。 次回期日までに、折り合える和解案があるかどうかを、双方検討してくることとなった。 次回調査期日で和解に至らなければ、調査を一旦終了し、審問期日に入ることが双方当事者に伝えられた。
査	3	7.10.29	—	—	双方に対して求釈明が行われた。 争点整理が行われた。 次回を審問期日とし、当事者尋問(交互尋問方式)を実施することとされた。 審問期日において、和解の可能性があれば協議を行い、和解に至らない場合は、第1回審問で結審とし、命令に移行する予定であることが双方当事者に伝えられた。
	4	7.12.25	—	—	審問期日を和解のための調査期日に変更し、和解協議を行った結果、協議が整い、和解が成立した。 本件担当委員立会いのもと、和解協定書が締結された。

終結状況

関与和解(令和7年12月25日)

令和7年12月25日、第4回委員調査において、和解協議を行った結果、協議が整い、和解が成立した。

本件担当委員立会いのもと、和解協定書が締結された。

同協定書に基づき、当日、申立人から不当労働行為救済申立取下書が提出され、本件は終結した。

なお、和解協定書を取り交わすと同時に、並行して行われていた組合員 a と被申立人間の地位確認訴訟についても、取り下げる旨の覚書を締結した。

イ. 係属事件

係属事件なし

(5) 再審査事件、行政訴訟事件の処理状況

ア. 再審査事件

再審査事件なし

イ. 行政訴訟事件

係属事件なし